

～国際研修～

第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」

国際協力部教官

杉山典子

1 はじめに

国際協力部では、2008年12月10日から19日の間、第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」を実施した。本稿は、その実施結果を報告するものである。

2 セミナー実施の背景

国際協力部では、ウズベキスタンに対し、2002年度から3年間、年1回、経済取引を促進する法制度をテーマに本邦研修を実施し、また、2004年度から2007年度までは、JICA技術協力プロジェクトである「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」¹の実施に協力してきた。その実施の過程において、ウズベキスタン側の注釈書執筆メンバーとの協議を通じて、中央アジア地域において企業が活動を展開するに当たって、法的予測可能性についてのリスクが大きく、外国企業の投資活動の障壁になり得ると考えられた。

また、中央アジアの市場化移行のための法整備に関しては、CIS諸国国家間委員会において民法、株式会社法、有限会社法、倒産法などのモデル法が策定されている。ウズベキスタンは同委員会に参加していないが、民法や倒産法等、モデル法を基に自国法を制定している例がある。そのため、日本と、例えばウズベキスタン一国とを比較研究するよりも、共通する制度も多いと思われる中央アジア4か国における企業法制に関する専門家が一堂に会し、参加各国の制度について、相互に比較し、その共通点や相違点を分析して研究することが、中央アジア各国における法制度の理解を深めるために有益であると考えられた。

そこで、2008年度からは、年1回、3年間の予定で、JICA大阪国際センターと協力して、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンの4か国を対象として、「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア比較法制研究セミナー」を実施することとした。

なお、本セミナーの効果的な推進を図るために、助言及び支援を行うことを目的とする「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会が設置された。委員は、弁護士でもある出水順大阪大学大学院高等司法研究科教授、伊藤知義中央大学大学院法務研究科教授、中東正文名古屋大学大学院法学研究科教授、日弁連の公募による狩集清彦弁護士である。委員には、第1回セミナーのテーマ選定、選考レポートの課題選定、追加レポートの

¹ ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクトについては、本誌第32号10ページ以下参照。

課題選定という準備段階に始まり、セミナーの協議の際の進行についても多大な御協力をいただいた。

3 セミナーの目的

本セミナーでは、毎回、企業法制（株主・債権者保護をめぐる法的紛争処理）をテーマとし、中央アジア4か国と日本の会社法制、倒産法制等の制度の概要、現状及び実務について、セミナーの参加者の報告に基づき協議を行い、その結果をまとめた冊子を出版することとしている。

協議を通じて、研修員自身が自国の法制度についての理解を深めることが、セミナーの目的の一つである。さらに、協議結果を冊子として残すことで、中央アジア各国の実務家に参考資料として活用されることも期待される。中央アジア各国では、法律書としては、条文集くらいであり、注釈書や教科書はほとんどないからである。

4 セミナーの内容

(1) 研修員

経済紛争を扱う経済裁判所の裁判官、司法省等の企業、担保、債権者・株主（社員）の保護を担当する国家機関、倒産を監督する国家機関の職員を対象としており、カザフスタン4名、キルギス2名、タジキスタン2名、ウズベキスタン4名の計12名が参加した。

(2) セミナーのテーマ

第1回となる今回は、「法律行為の無効」を取り上げることとした。これは、企業活動の中で生じる法律問題の中で、「法律行為の無効」がもっとも基礎的な問題であり、今後、本セミナーを発展させていく上で、最初に明確にしておくべき問題であると考えられたからである。また、事前に中央アジア各国の裁判所にアンケートを依頼した結果、現在、経済紛争の中でもっとも多い事案は「法律行為の無効認定」であるとの回答を得ていることからも、「法律行為の無効」は、企業が法律行為を行う上で、必ず直面する問題であると考えられた。

(3) セミナーの日程

上記3の目的のため、次のとおり、研修員によるレポート報告、報告を踏まえた協議、協議を踏まえた原稿作成のコマを中心にカリキュラムを設定した。各コマの詳細については、下記5参照。

12月10日（水） JICAブリーフィング、オリエンテーション、レポート報告準備

11日（木） レポート報告I、協議I、原稿作成

権限越行為の無効の要件・手続及び企業の法律行為の無効認定



- についてを中心に。
- 12日（金） 休日
- 13日（土） レポート報告Ⅱ，協議Ⅱ，原稿作成
権限越行為の無効の効果，代表者との関係及び企業の執行機関・代表者の責任についてを中心に。
- 14日（日） レポート報告Ⅲ，協議Ⅲ，原稿作成
倒産における法律行為の無効及び各国の倒産制度の概要を中心に。
- 15日（月） 名古屋大学訪問
日本の法制度に関する質疑応答を中心に。
- 16日（火） 休日
- 17日（水） 大阪地方裁判所見学
協議Ⅳ
これまでの協議を踏まえて，マトリックス表の修正作業を中心に。
- 18日（木） 協議Ⅴ
これまでの協議を踏まえて，マトリックス表の最終確認。
- 19日（金） 意見交換会・評価会
次回のテーマについての意見交換を中心に。

5 セミナーの実施結果

（1）レポート報告

「平常時における法律行為の無効」と「倒産時における法律行為の無効」について，それぞれ具体的な事例を設定し，あらかじめ，各研修員に対し，各事例における実務の取扱い方についての質問票を送付した。その際，当該質問票への回答も含めて，「企業の法律行為の無効認定について」「企業の執行機関・代表者の責任について」「倒産制度の概要について」「倒産における法律行為の無効について」などの発表テーマ及び時間を研修員ごとに指定し，発表原稿の提出を指示していた。そのため，全員が，（発表後に提出した者もいたが）発表原稿を作成し，概ね予定どおりに進行することができた。

民法，会社法については，4か国の条文は似通っているので，発表に対する質問は，協議の際にまとめて行うこととしたが，倒産制度については，各国で違いがあったので，各自の発表後に質問の時間を設けた。しかし，「制度は似ているので，質問はない。」ということであり，相違点についての協議にはいたらなかった。そのため，今回は，各国の法制度の紹介にとどまったと言わざるを得ない。これは，研修員側に，中央アジアの国同士の比較は自国でもできるが，せっかく日本に来たのであるから，日本との比較をしたいという思いの方が強かったためとも考えられる。しかし，今回の成果物として，各国の倒産制度のフローチャートの確認もできたので，次回以降は，相違点を明らかにすることもできるのではないかと考えている。

（2）協議

運営委員会委員の伊藤教授・中東教授に「平常時における法律行為の無効」の問題、出水弁護士に「倒産時における法律行為の無効」の問題について、それぞれ進行を依頼し、日本の法制度についても併せて説明していただいた。

協議の際には、スクリーンを2枚用意し、1枚には研修員向けにロシア語、1枚には運営委員会委員等の日本側向けに日本語を表示した。協議のポイントや質問の意図を明確に伝えるために、必要に応じて、マトリックス表、関連条文、倒産制度のフローチャートなども表示した。

当初は、質問票に対する研修員からの回答を埋めたマトリックス表を用いて、日本や他の国とは取扱いが違う場合があれば、それについての補足説明を求めたり、他の国の回答についての意見を求めたりすることを意図していた。しかし、日本側が設定した事例について、自国の制度ではあり得ないなどの意見もあり、途中で事例を変更することとなった。また、具体的事例への当てはめの前に、まずは、各国の条文（一般論）を確認することに、ほとんどの時間を費やすこととなった。

一般論の確認に予想以上に時間がかかったのは、日本側と中央アジア側の発想の違いによるところが大きいが、何が違うのかという点を知ることができたのは、第1回セミナーとしては、大きな成果であったと考えている。

(3) 訪問・見学

① 名古屋大学

名古屋大学の法政国際教育協力研究センターもアジア諸国に対する法整備支援活動を行っており、アジア諸国の法情報の収集・発信や、法整備支援事業の研究活動を通して、各国の援助機関とのネットワーク形成を図っていることから、名古屋大学を訪問した。名古屋大学では、法政国際教育協力研究センターの活動内容の紹介をしていただいた後、同センターの教授や留学生と質疑応答を行った。研修員側の関心事項が事前に把握できていなかったため、特にテーマを設定しなかったが、名古屋大学側の協力により、各研修員の様々な質問に対応していただくことができた。

意見交換自体は、研修員にも好評であったが、バスの移動に長時間を要したことについては、時間がもったいないのでTV会議にすべきとの指摘もあった。その一方で、同大学には中央アジアからの留学生も多く、帰りのバスの発車時刻を過ぎても名残を惜しんでいるようで、引き離すのに心が痛んだ。

② 大阪地方裁判所

当初の予定になく、オリエンテーションでの研修員からの要望を受け、急きょ設定したものである。そのため、事前にロシア語の資料を作成するなどの準備は全くでき



なかつた。傍聴の合間に、廊下に出て、口頭で概要を説明したが、特に裁判官の研修員には興味深いものであったようである。「裁判官の横に座っていたのは司法修習生なのか?」という質問もあり、中央アジアでも同じような修習が行われるのかを感じた。同裁判所広報係長からも丁寧に研修員の質問に対応していただいたが、その際も、「自国ではこうだが、日本ではどうなのか?」といった質問がされ、中央アジアの実情も併せて知ることができた。また、上訴の理由について「手続に関する理由と内容に関する理由とどちらが多いのか?」という質問から、逆に中央アジアでは、手続違背を理由とする上訴が多いのではないかと感じられた。

なお、見学の要望があった際に、傍聴は自由であるが、人数を考えると裁判所に事前に許可をもらわないといけない、法廷で通訳はできない、私語禁止、歩くと遠いなどの理由を挙げたが、どんな条件でも受け入れるので見学したいとのことであった。しかし、やはり、ビデオ撮影禁止、通訳なしということについては不満があつたようである。

(4) 意見交換

今回は、第1回ということで、情報不足から手探りの部分が多かつたため、次年度以降のテーマについては、実際にこのセミナーを経験し、中央アジア法制についても知る研修員に抽出してもらうのが一番良いと考え、JICA本部の佐藤直史国際協力専門員の進行により、研修員と意見交換を行つた。

セミナーの実施経緯について、世界経済がグローバル化する中では、自国の法制度にとどまらず、他国の法制度についても理解することが必要であり、取引先の国の法制度についての情報が不足しているということは、法的予測可能性が確保されていないということでもあり、外国企業の投資活動の障壁になり得るといった説明をしていたため、投資環境に関するテーマも挙げられたが、契約の不履行の問題なども挙げられた。

また、今回、当初の設例について「自国の制度ではあり得ない。」などの意見があつたため、次回のセミナーにふさわしいと思われる事例を研修員から集めることとなつた。

6 次回に向けて

今回の実施結果を踏まえ、双方の発想の違い、双方が誤解していた点など次回以降注意すべき点としては、次の点が挙げられる。

(1) 原則と例外という区別がない。

この場合はこう、この場合はこう、というように、並列で説明する。しかも、想定し難い事例も含めてあらゆる場合を説明しようとする。日本側は、原則があって、特別な事情がある場合は例外の扱いがされると考えるが、中央アジアでは、そのような区別は理解してもらえないようである。

(2) 質問は、くどいほど具体的にしなければならない。

「原告適格」「出訴期限」を確認しようとして、「訴えられるのは誰か」「いつまで訴えることができるか」と質問したら、「権利を侵害されたと考える者は誰でも」「いつまで

でも」との回答がされた。しかし、出訴期限を「3年」と回答した国もあったので、「いつまでも不安定な状態に置いておくことになるのか」と質問すると、「被告が出訴期限を過ぎていると抗弁し、裁判所がそれを認めれば棄却される。」との回答がされ、発想の違いによるやく気づかされた。マトリックス表では、日本語であれば、「出訴期限」ですむところが、ロシア語では、「裁判所に訴え、相手方が出訴期限を過ぎていると抗弁し、それが認められるのは何年か?」などという回りくどい表現をすることとなった。また、これにより、原告適格についても同様の誤解があったことが判明した。

(3) 要約ができない。

マトリックス表の枠に収めるために、条文を要約して記載しようとしたら、「我々は条文を要約することを許されていないので、全部記載してほしい。」とのことであった。発表の際も、与えられた時間を超過していたので、発表原稿を要約して話してくれと言つたら、途中をすべて省略して、いきなり結論にいったこともあった。重要ポイントのみを抜き出すということを、なかなかしてもらえない。

(4) 条文上明らかでない、中央アジアで共通の理解がある。

今回の設例は、「設立文書により借入権限を 100,000 米ドルまでに制限されている株式会社 A の代表者 X が、必要な手続きを経ずに 200,000 米ドルの借入れを行った。」という事例であった。

これに関して、各国の民法には、概ね次のような条文がある。

a 委任状若しくは法律に定められる権限又は法律行為を行う状況から明白に認められる権限と比較して、個人が法律行為を行う権限が契約により制限され、又は法人の機関が法律行為を行う権限が設立文書により制限されている場合において、当該個人、又は法人の機関がその制限を超えて法律行為を行ったときは、その制限により利益を得る者の訴えに基づいて、裁判所は、その法律行為の相手方がその制限を知り、又は明らかに知りうべきであったことが証明された場合に限り、これを無効とすることができる（ウズベキスタン民法第 126 条。カザフスタン民法第 159 条第 11 項、キルギス民法第 195 条、タジキスタン民法第 199 条も同旨）。

b 無権限で、又は権限を超えて他人の名において行われた法律行為は、本人による追認があった場合に限り、本人の権利及び義務を発生、変更、消滅させる。無権限で、又は権限を超えて他人の名において行われた法律行為は、本人がそれを容認する行為をした場合においても、追認されたものとみなす（ウズベキスタン民法第 132 条第 1 項。カザフスタン民法第 165 条、キルギス民法第 201 条第 1 項、タジキスタン民法第 208 条第 1 項も同旨）。

つまり、a の場合は、当初は有効だが、訴えにより無効とすることができます、b の場合は、当初は無効だが、本人の追認により有効とすることができますという、全く違った結果となる。今回の設例のように、「権限を越えて」行われた法律行為が、裁判所によって取り消されるまで有効なのか、原則無効なのか、条文だけではわからない。この点を確

認しようとしたところ、研修員が、ホワイトボードを持ち出して、図に書いて説明を始めた。結論としては、株式会社の代表者の場合は、aの規定が適用され、代表者が他の者に個別に委任した場合や、支店の代表者の場合は、bの規定が適用されるということであった。条文にはそのような区別は一切書かれていがないが、この区別は、研修員全員が当然の前提としているようであつた。

(5) 日本は英米法系の国なのか。

研修員は、当初、「日本はアメリカ法の影響を受けている。」と発言していた。戦後に受けた影響を考えると必ずしも否定しきれないが、基本はアメリカではなく、大陸法であると説明したが、次の日には、「日本はイギリス法の影響を受けている。」ということになっていた。なぜかと思ったら、「日本の裁判では、判例に拘束されるが、中央アジアでは、判例というものはなく、個々の事件ごとに判断する。」とのことであった。上記(1)及び(2)に通じるものもあると思われるが、一般論で答えてもらえないのも、いつでも「個別に判断する」という発想があるからと思われる。大陸法系の国においても上級審の判断を無視するということはないはずだが、誤解を解くまでには至らなかつた。

(6) 日本は西側諸国ではないのか。

東西冷戦といわれていた時代、資本主義国である日本は、当然西側陣営だと思っていた。しかし、中央アジアから見て、ロシアや中国を挟んで東側に位置する日本は、研修員たちのイメージする「西側」ではないようであった。「『西側』ではない国の中で経済発展している国」というイメージを持っているようである。旧敵国と思われていないから、親近感や安心感を持たれているようなので、それ以上説明はしなかつた。

このように、協議の際は、日本側が意図した回答を得るまでに、様々な遠回りもあった。日本側が「どうして何度もわかつてくれない」と頭を抱えていたのと同じように、研修員側も「どうして何度もわかつてくれない」と思っていたと思われる。しかし、そこで互いに背を向けることなく、研修員側は、上記のように、ホワイトボードを持ち出して説明を始めたり、研修監理員の取り合いになるほどに発言を求めたりし、運営委員会委員の先生たちは、なぜ日本側がそのような質問をするのかについて、日本の法制度も併せて説明してくださったりしたことにより、お互いの誤解の理由も理解できるようになつていったと思われる。どちらかが正しくて、どちらかが間違っているということではなく、お互いの法制度が違うということを理解し、違っていることを前提にして、自国の法制度の説明をしようとして、聞く側も素直に理解できたのではないかと思われる。



また、各国の回答を一覧できるマトリックス表を作成したことで、研修員に自らの回答について再考させるきっかけとなり、自分たちが作ったマトリックス表が成果物として残るということも、やる気につながったと考えられる。

また、セミナー開始前は、中央アジアとくくりにしても、国同士は仲が悪いのではないかと心配していたが、休憩時間やカリキュラム終了後には、他国の研修員とも熱心に議論しており、国の別がわからないほどであった。女性だけがいつも固まっているということもなかった。協議2日目に、日本側からの質問に明確に回答できなかつた研修員が、協議3日に日本側の意図していた回答を行つたこともあったが、おそらく、他国の研修員に相談して理解できた結果ではないかと考えられる。今回のセミナーでは、年齢制限を設けていたことから、ほぼ全員が旧ソ連からの独立後に大学教育を受けていたことも、研修員の認識が一致しやすい要素であったと思われる。

なお、次回以降のテーマ選定については、次のような問題がある。テーマによっては、4か国すべての関連条文を和訳する必要がある。会社法、倒産法については、概ね和訳がされているが、民法については、予算の事情もあり、一部しか和訳がされていない。今回も、日本側で論点を予測して準備していた条文以外の条文が研修員から挙げられることも多く、当該条文を翻訳しなければ、適切な引用か否かの判断もできないため、その都度、翻訳をしてもらう必要が生じた。このように、回を重ねる中で少しづつ和訳していくしかない状況である。したがって、テーマについても、和訳がされている法律の中から選定せざるを得ないという制約が存在する。

7 終わりに

昨年の異動内示の後、自分がウズベキスタンを担当すると知り、地球儀を買ってその位置を見たときは、あまりの遠さにまるで実感がわからなかつた。そして、旧ソ連の国が「アジア」であることも、理解できなかつた。本セミナー実施に先立ち現地で参加候補者と面談した際も、高い壁を感じて、あまりいい印象は持つていなかつた。しかし、それは、私自身が身構えて、一人で作りあげた壁に跳ね返させていただけであった。実際に彼らと接してみれば、友好的で熱心な研修員たちであり、このセミナーの成功も、そのような研修員たちに恵まれたおかげと感謝している。

また、見学・質疑応答に積極的に応じていただいた名古屋大学、大阪地方裁判所の皆様方、御多忙の中、準備段階も含めて本セミナーの実施に御協力いただいた出水弁護士、伊



左からカザフスタン、タジキスタン、ウズベキスタンの研修員

藤教授、中東教授、狩集弁護士、マトリックス表の修正作業やフロー チャートの作成などコースリーダーとして本セミナーの成功へと御尽力いただいた松嶋弁護士、研修監理以外にも膨大な翻訳をこなしていただいた岡林研修監理員、ナターシャ研修監理員、本セミナーの実施に御協力頂いた JICA 本部、JICA 大阪国際センターの皆様方、様々な支援をいただいた財団法人国際民商事法センターの皆様方にも、深く御礼申し上げたい。